

改正後全文

雇児発 0529 第 32 号  
平成 26 年 5 月 29 日  
雇児発 0521 第 10 号  
平成 27 年 5 月 21 日  
雇児発 0324 第 1 号  
平成 28 年 3 月 24 日  
雇児発 0403 第 3 号  
平成 29 年 4 月 3 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

#### 乳児家庭全戸訪問事業の実施について

標記については、今般、別紙の通り「乳児家庭全戸訪問事業」を定め、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

## 乳児家庭全戸訪問事業実施要綱

### 1 事業の目的

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的とする。（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項に規定される事業）

### 2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）とする。  
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

### 3 事業の内容

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。）を訪問し、以下の支援を行う。

- （1）育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- （2）子育て支援に関する情報提供
- （3）乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- （4）支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

### 4 実施方法

#### （1）訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。

ただし、生後4か月を迎えるまでの間に、健康診査等により乳児及びその保護者の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合も本事業の対象とする。この場合にあっても、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

#### （2）訪問者

保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、民生・児童委員（主任児童委員）、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えないものとする。

#### （3）研修

訪問者に対して必ず事前に研修を実施すること。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっ

ては、家庭訪問の同行や支援場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

#### **(4) ケース対応会議**

訪問実施後の結果により、支援が必要と判断された家庭に対し、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけるものとする。

#### **(5) 新生児訪問指導等と併せて実施する場合の留意点**

児童福祉法第21条の10の2第2項により、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、「3」で定める本事業の支援の内容を満たす必要があるため、十分に留意すること。

#### **(6) 実施計画の作成**

事業を行う年度の実施計画を作成すること。実施計画の作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策を検討し、実効的な計画とすること。

### **5 留意事項**

本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の秘密を漏らしてはならない。

### **6 費用**

市町村が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

なお、費用の算定に当たっては、乳児家庭全戸訪問事業において実施した家庭訪問件数を算定の基礎とする。